

平成 29 年 3 月 28 日
高齢施策担当部高齢者支援課

練馬区地域包括支援センター事業評価（平成 28 年度分）の実施について（案）

1 目的

平成 27 年 4 月の介護保険法の改正により、区は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業の実施状況について、定期的に点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。（介護保険法第 115 条の 46 第 9 項）。

このことから、区では、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うセンターの適正・公正な事業運営体制を担保すべく、センターの事業評価を行うこととした。

各センターは、自ら事業の評価（自己評価）を行うとともに、練馬区地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に評価委員会を設置し、評価委員会は、センターの運営状況について事業評価を行うものである。

2 評価対象

センター本所（練馬・光が丘・石神井・大泉）

3 評価者

運営協議会の委員から評価委員を選出し、評価委員会を設置する。

- ① 評価委員は、運営協議会の委員から 3 名選出する。
- ② 評価委員の任期は、当該年度中とし、再任を妨げない。
- ③ 評価視点の多様性を確保するために、できる限り、評価委員は異なる選出区分の者で構成する。
- ④ 評価委員会は運営協議会の下部組織として設置する。（事務局は高齢者支援課）

4 29 年度の評価方式について

28 年度に実施した評価において、評価方式を「適、不適」の 2 段階方式とした。各センターの質の向上に向け、改善の余地があるポイントを洗い出していく必要があることから、29 年度についても、28 年度と同様の方式により実施する。

5 次年度事業評価実施の流れ

- (1) センター本所職員、センター支所職員、居宅介護支援事業者等および利用者にアンケートを行う。
- (2) アンケート結果を基に、センター本所が自己評価を行う。センター本所は、「評価チェックシート」にセンターとしての評価をまとめ、結果を事務局に報告する。

- (3) 評価委員は、センター本所の自己評価結果を事前に確認のうえ各センターを訪問し、自己評価結果を参照しながら、職員へのヒアリング、提出書類の精査により事業評価を行う。評価委員は、評価チェックシートに評価委員会としての評価をまとめ、結果を事務局に報告する。
- (4) 事務局は、各センターの自己評価および評価委員会の事業評価の結果をまとめた「練馬区地域包括支援センター事業評価報告書（以下「報告書」という。）」を作成する。
- (5) 事務局は、報告書を運営協議会に提出する。運営協議会は、報告書を基に、センターの運営や活動を点検する。

6 今後のスケジュール（案）

日程	内容
平成 29 年 5 月	評価委員を 3 名選出
5 月	センター職員（本所、支所）、居宅介護支援事業者等にアンケート実施
6 月	センター本所で自己評価を実施
7 月	評価委員による事業評価を実施
7 月以降	事業評価結果を地域包括支援センター運営協議会で報告・点検